

省エネ型社会の実現へ

「住宅用太陽光発電システム」設置に補助金

市では、自然エネルギーの有効利用促進を図るため、「住宅用太陽光発電システム」を設置する人に、費用の一部を補助します。

【補助対象者】

- ① 自ら居住または居住予定の市内の住宅（併用住宅を含む）に未使用品の発電システムを設置する人、または未使用品の発電システムが設置された自ら居住予定の住宅を市内に購入する人。
- ② 市内に住所がある人（設置完了時に住民登録をする場合を含む）。
- ③ 世帯の全員が市税を滞納していないこと。
- ④ 電力会社と電力受給契約を締結していること。
- ⑤ 年度内（翌年3月10日まで）に設置工事を完了し、実績報告書の提出が行えること。

※設置済み、または設置工事中の人は補助対象外です。

【補助額】

太陽光発電システムの最大出力(kw)に25、000円を乗じた額とし、10万円を限度とする。

※今年度は30件を予定。

【補助制度の実施期間】

平成22年度から平成24年度までの3年間。

【申請に必要なもの】

- ① 申請をする人は、設置工事に着手する前に、旭市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書に、次の書類を添えて環境課へ提出してください。
- ② 設置にかかる経費の内訳が記載された、工事請負契約書

浄水器の設置費用の一部を補助します

市では、飲み水として適さない地下水を飲用する家庭に、浄水器の設置費用の一部を補助しています。

【補助対象者】

- ① 自宅に隣接する道路に上水道が敷設されていない世帯で、地下水を飲用していること。
- ② 地下水から基準値（1リットルあたり10ミリグラム）を超える、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素が検出されていること。
- ③ 指定する方式（逆浸透膜方式）の浄水器を設置すること。

たは住宅の売買契約書の写し。
② 最大出力が確認できる書類の写し。

③ 設置予定図面。

④ 設置する住宅の場所が確認できる図面。

⑤ 設置工事着手前の現況写真。

⑥ 市税の納税状況を確認できる書類（納税証明書など）。

⑦ そのほか市長が必要と認める書類。

〈申請・問い合わせ先〉

環境課環境政策班
☎ 62-5328

【補助額】

浄水器の本体および設置工費の2分の1で、10万円を限度とする。

【補助基数】

今年度は10基を予定。
※設置は、補助金の交付決定後となり、設置済みの浄水器については補助対象外です。

〈申請・問い合わせ先〉

環境課環境政策班
☎ 62-5328

地域で進めるきれいなまちづくり

「春のゴミゼロ運動」を実施します

ごみの散乱防止と再資源化を推進するため、市内一斉に「春のゴミゼロ運動」を実施します。当日は、道路や公園などに落ちているごみを集めてください。

日時／5月30日(日) 午前8時～

※当日、午前7時に防災無線で周知します。

〈注意事項〉

- ・ 集めたごみは、缶、ビン、ペットボトル、燃えるごみ、燃えないごみに分け、それぞれ別の袋に入れてください。
- ・ 家庭にあるごみは、絶対に出さないでください。
- ・ 集合場所やごみの集積場所は、区または団体の役員さんに確認してください。



▲地域のみんで協力

〈問い合わせ先〉

環境課環境美化班
☎ 62-5329

豊かな自然を守りたい

合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助します

市では、生活排水処理対策として、単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合、費用の一部を補助しています。

一部の地域を除き、家屋の新築工事に伴う合併処理浄化槽の設置は補助対象外です。

補助を希望する人は、工事を始める前（取り壊しを含む）に申

請し、年度内に工事を完了させる必要があります。

予算の範囲で補助を行っているため、受け付けできないこともあります。くわしくは、問い合わせください。

〈申請・問い合わせ先〉

環境課環境美化班
☎ 62-5329